

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月27日

【会社名】 リョービ株式会社

【英訳名】 RYOBI LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浦上 彰

【本店の所在の場所】 広島県府中市目崎町762番地

【電話番号】 府中(0847)41-1111番

【事務連絡者氏名】 財務部経理担当部長 田中 芳昭

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋1丁目7番1号  
虎ノ門セントラルビル4階 リョービ株式会社 財務部

【電話番号】 東京(03)3501-0511番

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 財務部部长 川口 裕幸

【縦覧に供する場所】 リョービ株式会社 東京支社  
(東京都北区豊島5丁目2番8号)  
リョービ株式会社 大阪支店  
(大阪府高槻市今城町24番12号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年9月29日開催の取締役会において、当社のパワーツール事業並びに当社が保有するリョービ販売株式会社の発行済株式の全部及び利優比（大連）機器有限公司（以下、「RDM」といいます。）の出資持分の66.6%を、新設分割により新たに設立される会社（以下、「新設会社」といいます。）に対して承継させること（以下、「本会社分割」といいます。）、及び本会社分割に引き続き、当社の特定子会社であるRDMの出資持分の66.6%を所有することになる新設会社の株式の80%を京セラ株式会社に譲渡することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2及び第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

また、当社は、平成29年10月31日開催の取締役会において、新設分割計画を決議し、未決定事項について決定がありましたので、臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。今般、本会社分割の効力発生日及び特定子会社の異動の年月日に変更がございましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

#### 1. 新設分割に関する事項

(2) 本会社分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容（以下、「本会社分割に係る割当ての内容」といいます。）、その他の新設分割計画の内容

#### 2. 特定子会社の異動に関する事項

(3) 当該異動の理由及びその年月日

## 3 【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 2 報告内容

#### 1. 新設分割に関する事項

(2) 本会社分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容（以下、「本会社分割に係る割当ての内容」といいます。）、その他の新設分割計画の内容  
(訂正前)

#### ③ その他の新設分割計画の内容

(イ) 本会社分割に係る日程

新設分割計画承認取締役会決議日 平成29年10月31日

本会社分割の効力発生日 平成30年1月5日（予定）

(訂正後)

#### ③ その他の新設分割計画の内容

(イ) 本会社分割に係る日程

新設分割計画承認取締役会決議日 平成29年10月31日

本会社分割の効力発生日 平成30年1月10日（予定）

#### 2. 特定子会社の異動に関する事項

(3) 当該異動の理由及びその年月日

(訂正前)

#### ② 当該異動の年月日

平成30年1月5日を予定しております。

(訂正後)

#### ② 当該異動の年月日

平成30年1月10日を予定しております。